

	ジニ係数
1990年	0.4334
93	0.4394
96	0.4412
99	0.4720
2002	0.4983

このような当初所得からは、税と社会保険料が差し引かれ、社会保障制度による現物給付及び社会保障給付金が加えられ、所得の再分配が図られることとなる。所得再分配後のジニ係数は、下表のように当初所得より所得分布の不平等が改善されている。

	ジニ係数
1990年	0.3791
93	0.3812
96	0.3721
99	0.3912
2002	0.3917

この所得再分配への寄与率を再分配所得による当初所得からの変化によってみたものが次の表である。というのは、税にも所得税を中心として所得再分配効果があるといわれており、所得税の累進課税による所得再分配効果と社会保険料納付及び社会保障制度による再分配効果の違いを分けて考える必要があるからである。

	税によるジニ係数改善効果（%）	社会保障によるジニ係数改善効果（%）
1990年	2.9	12.5
93	3.2	13.2
96	1.7	15.7
99	1.3	17.1
2002	0.8	21.4

上の表をみると、税によるジニ係数改善効果よりも社会保障によるジニ係数改善効果の方が遙かに大きいようにみえる。

税の所得再分配への寄与は、所得税、住民税、固定資産税（事業用資産を除く）、自動車税、軽自動車税の課税によるものしか算定されていないが、社会保障による所得再分配の算定には、

被用者保険、国民健康保険及び国民年金保険料の社会保険料納付のみでなく医療等の現物給付、社会保障給付金の給付が含まれている（2002年所得再分配調査の所得階級別再分配状況については、参考2参照）

もっとも、社会保障給付の原資には、相当程度に税を財源とする一般財源が含まれている（参考1参照）ことを考慮する必要がある。社会保障給付に占める税を給付原資とする部分を算定すれば、税による所得再分配効果はもっと大きいものであるということも可能であるが、そもそも税は一般財源として存在しているものであり、その給付根拠は、社会保障制度によるものであるから、社会保険料のように社会保障財源という目的を明らかにしていない以上、税と社会保障給付をリンクしたものと考えることはできない。

6 社会保険制度による所得再分配の意義

一般に原始的な自由主義経済は、所得格差を拡大する傾向を持っている。その所得格差を階級間の格差にまで拡大したのが19世紀のヨーロッパであり、所得の差が目に見えるような生活水準の差を生んでいるのが、社会保障制度の十分な整備がなされていない現在の開発途上国であるといえる。

現在の日本に所得格差の拡大は、主として高齢化の進展による高齢者の所得の差を反映したものと考えられるが、一方バブル経済以降の産業間の所得格差の増大やフリーターといった非正規雇用の増加や母子家庭、ニートなどの存在により、若年層においても個人間の所得分布が以前より広がったことも寄与していると考えられる。日本の現在の所得格差は、種々の研究により、現在のアメリカ合衆国とヨーロッパ各国との間にあるものと考えられる。所得をはじめとする個人の経済力の差をどのように考えるかは、世界観の問題で一概に善悪の判断はできないが、国民相互の生活に大きな差が生ずることは、国家の統合の観点からは好ましくないとする見方がある。

このような時期にあって社会保障制度が個人間の所得再分配を助長する制度としての存在は、個人の生活を社会連帯で安定させるという本来の社会保障制度の役割の結果によって当然生ずるものである。従来この機能は、社会保障給付の結果生ずるものとして、あまり重視されてこなかったが、所得格差の拡大が見られる今日、社会保障給付による所得再分配効果だけではなく、社会保険料納付に伴う所得再分配効果がより注目されてもいい状況となっている。

7 今後の社会保障制度における社会保険料財源と税財源

社会保険料と租税は、政府が公益を達成するためにその費用を徴収するものであり、一見すると似ているように見えるが、両者はもともと徴収する目的が違っているものであるから比較することは難しい。政府を運営するには、目的限定のない収入が必要であり、それが租税であるといえる。しかし、社会保険料は、社会保障制度給付を行うための準備金であり、その役割が租税に劣るというものではない。

両者を比較すると、社会保険料は社会保険という限定がつけられているので、徴収するもの

はどこまでも保険料であり、その点で、個人に課せられる所得税に似ているように見える。現実に社会保険料を支払っている被用者や自営業者にとってみれば、所得税と社会保険料の違いは、社会保険料が所得税の所得控除の対象になる点が違うと思われるぐらいであろう。

むしろ社会保険料と租税の一番大きな違いは、社会保険料がどこまでも社会保険料であるとの違い、租税は、その徴収税目が時代時代によって変化するという事実であろう。明治時代からの課税項目とその税収全体の占率をみると、その状況が明らかになる。年貢から地租に切り替えた時代から、酒税が最高の税収占率を始めた時代もあり、所得税中心になった時代から今はまた間接税である消費税が次第に優位を占める時代となっている。

今後日本は本格的な少子高齢化の時代を迎え、社会保障制度運営に必要な資金はますます増大するものと予想されている。そのときあって、今後増大する社会保障原資を賄う財源は、消費税に求めるのが一般的な傾向であり、基礎年金の財源の国庫負担強化などと合わせての消費税の税率引き上げや、消費税の税率引き上げにおける福祉目的税化などの様々な論議が行われている。(注2)

所得税の税率は、1989年の消費税の導入に伴って引き下げ・整理されたところであり、直接税中心であった日本の戦後の税収構造は、消費税導入以降徐々に変化しているといえる。この時期にあって、少子高齢化という人口構造の変化をふまえても所得税と類似してみえる社会保険料の保険料率の引き上げは、困難であり、2005年の年金制度改革においても厚生年金のための社会保険料率は、被用者収入の18.3%を上限とすることが決められたところである。社会保障制度も増大する社会保障給付需要に対し、その財源の多様化を図る必要があるであろう。その意味で、社会保障制度財源を消費税という社会保険料と性格を異にする間接税に求めるのは、時宜にかなったことといえる。

しかし、社会保障制度に求められる機能には、所得再分配機能も含まれており、本来逆進的な傾向を有する消費税に過度に依存することは、社会保障制度による給付を優先して所得再分配機能の低下をもたらしかねないおそれがある。社会保障制度が健全な発展を遂げていくためには、社会連帯の意識のもとで被保険者自らが収入に応じた社会保険料の納付を行うこともまた必要である。

(注1)

近年所得格差問題について社会的関心が高まりつつあり、

橋木 俊詔 (1998)『日本の所得格差』岩波書店

佐藤 俊樹 (2000)『不平等社会日本』中央公論社

高橋 宏 (2002)『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社

樋口 美雄他 (2003)『日本の所得格差と社会階層』日本評論社

等の研究・論議がある。

(注2)

2005年10月24日自民党財政改革研究会中間報告

2006年1月1日付け読売新聞社説
等がある。

参考文献

- ジョン・ロールズ(2004)『公正としての正義 再説』岩波書店
F・A・ハイエク(1992)『隸属への道』春秋社
M&R・フリードマン(1980)『選択の自由』日本経済新聞社
五島 貞次(1980)『社会保障の原理』文化書房博文社
池田 敬正(2005)『福祉原論を考える』高蔵出版
貝塚 啓明(2003)『財政学第3版』東京大学出版会
『平成15年度社会保障給付費』国立社会保障・人口問題研究所
近藤 文二(1963)『社会保険』岩波書店
近見 正彦他(1998)『現代保険学』有斐閣
金子 宏(2005)『租税法第十版』弘文堂
佐藤 慎一(2004)『日本の税制』财经詳報社
『平成14年所得再分配報告書』厚生労働省政策統括官付政策評価官室
佐藤 俊樹 (2000)『不平等社会日本』中央公論社
高橋 宏 (2002)『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社
橘木 俊詔 (1998)『日本の所得格差』岩波書店
樋口 美雄他 (2003)『日本の所得格差と社会階層』日本評論社
大竹 文雄 (2001)『雇用問題を考える－格差拡大と日本の雇用制度－』大阪大学出版会
大竹 文雄 (2005)『日本の不平等』日本経済新聞社
佐藤 俊樹 (2002)『00年代の格差ゲーム』中央公論社
鹿又 伸夫 (2001)『機会と結果の不平等』ミネルヴァ書房
橘木 俊詔 (2004)『封印される不平等』東洋経済新報社
橋本 健二 (2001)『階級社会 日本』青木書店
林 信吾 (2005)『しのびによるネオ階級社会“イギリス化”する日本の格差』平凡社

	被保険者	拠出		社会保険特別税	国庫負担	他の公費負担	資産収入	その他	小計	他制度からの移転	収入合計
		事業主	被保険者								
社会保険											
1. 健康保険		3,190,347	—	912,948	—	2	27,019	7,318,738	743	7,319,482	
(A) 政府管掌健康保険	3,188,422	3,499,202	—	14,626	—	64,848	401,941	6,818,266	—	6,818,266	
(B) 組合管掌健康保険	2,837,650	—	—	4,186,249	1,170,507	—	493,441	9,774,351	1,609,636	11,383,987	
2. 国民健康保険	3,924,154	—	—	—	—	—	—	587,909	1,609,636	2,197,545	
3. 職業者医療制度(再掲)	587,909	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3. 老人保健	—	—	—	2,379,447	1,188,178	—	—	3,567,626	7,533,237	11,100,863	
4. 介護保険	939,266	—	—	1,345,761	1,476,966	109	77,810	3,839,912	1,646,363	5,486,275	
5. 厚生年金保険	9,621,267	9,621,267	—	4,148,799	—	6,423,198	21,633	29,836,164	5,454,381	35,290,545	
6. 厚生年金基金等	562,842	2,605,835	—	—	493	—	6,827,238	22,886	10,019,293	10,124,031	
7. 国民年金	1,962,656	—	—	1,593,401	—	—	456,067	1,386,573	5,398,696	11,879,886	17,278,582
8. 農業者年金基金等	164,243	—	—	164,206	—	—	286,331	234,024	838,805	—	838,805
9. 船員保険	22,169	46,057	—	5,407	—	—	1,954	640	76,226	—	76,226
10. 懸念林漁業団体職員共済組合	17	6,331	—	5,339	—	—	5,212	587,003	603,922	—	603,996
11. 日本私立学校振興・共済事業団	234,565	229,217	—	45,759	7,783	67,063	1,247	585,614	20,314	605,928	
12. 運用保険	1,012,095	1,515,838	—	477,942	—	—	1,786	36,772	3,044,433	—	3,044,433
13. 災害災害補償保険	—	1,041,163	—	1,307	—	—	122,918	244,117	1,409,505	—	1,409,505
家族手当	—	176,230	—	191,168	139,724	—	—	14,106	521,228	—	521,228
公務員											
15. 國家公務員共済組合	739,387	1,255,770	—	144,303	—	236,755	45,355	2,421,570	183,388	2,604,958	
16. 存続組合等	—	375,642	—	662	—	26,139	322	402,766	—	402,766	
17. 地方公務員等共済組合	2,170,039	3,525,561	—	1,036	336,510	700,925	15,167	6,749,238	394,973	7,144,211	
18. 川合共済組合等	—	637	—	14,872	—	—	53	—	—	15,562	
19. 國家公務員災害補償	—	14,206	—	—	—	—	—	14,206	—	14,206	
20. 地方公務員等災害補償	0	27,334	—	—	—	—	2,277	4,171	33,782	—	33,782
21. 公共企業体職員業務災害	—	6,486	—	—	—	—	—	—	6,486	—	6,486
22. 國家公務員恩給	917	45,821	—	153	—	—	—	—	46,890	—	46,890
23. 地方公務員恩給	—	67,544	—	—	—	—	—	—	67,544	—	67,544
公衆保健サービス	—	—	—	585,892	283,907	—	—	—	869,799	—	869,799
24. 公衆衛生	—	—	—	1,810,223	600,763	—	—	2,410,986	—	2,410,986	
25. 生活保護	—	—	—	1,853,005	1,439,476	—	—	3,292,481	—	3,292,481	
26. 社会福祉	—	—	—	1,268,507	—	—	—	1,268,507	—	1,268,507	
27. 戦争犠牲者	—	27,250,489	—	21,141,503	6,643,815	15,222,875	3,614,227	101,252,598	28,827,733	130,080,331	
総計	27,379,688	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

資料:国立社会保障・人口問題研究所

参考2 当初所得階級別所得再分配状況(2002年調査)

【当初所得階級】	世帯数 (人)	世帯人員数 (人)	当初所得 (万円) (A)	総所得 (万円) (B)	可処分得 所得 (万円) (B)	再分配 係 率 〔B-A A (%)〕	再分配 率 〔B-A A (%)〕	拠出(万円)				現金 給付 (万円)			受給(万円)					
								社会保険料				現金 給付 (万円)			受給(万円)					
								税金	額	合計	長期	短期	その他	給付 年金 (再掲)	現 物 (再掲)	医療 (再掲)	介護 (再掲)			
総 数	7623	2,82	1,36	510,8	605,7	509,5	575,2	12,6	96,2	48,6	47,6	25,0	19,0	3,6	160,6	94,9	90,4	65,7	55,2	8,7
50万円未満	1424	1,76	0,30	4,3	219,0	201,1	306,2	7092,7	17,8	7,4	10,5	0,5	7,2	2,7	319,8	214,7	203,4	105,1	91,3	13,6
50 ~ 100	341	1,80	0,72	73,0	189,4	170,0	230,0	215,0	19,4	7,9	11,5	3,0	6,8	1,8	176,5	116,4	112,9	60,0	55,1	3,0
100 ~ 150	340	1,96	0,88	123,0	218,2	196,4	249,9	103,2	21,8	8,2	13,5	3,4	8,5	1,6	148,7	95,2	91,1	53,5	43,9	7,8
150 ~ 200	307	2,24	1,11	171,3	276,6	241,1	292,7	70,9	35,5	13,7	21,8	7,5	12,2	2,2	157,0	105,3	98,4	51,6	47,3	2,9
200 ~ 250	317	2,41	1,22	222,2	310,5	289,5	327,2	47,3	41,0	15,7	25,3	9,4	13,7	2,2	146,1	88,3	83,5	57,7	50,9	4,6
250 ~ 300	292	2,48	1,25	272,4	358,8	312,2	361,3	32,7	46,6	17,3	29,3	13,3	13,8	2,2	135,6	86,5	81,6	49,1	43,5	2,9
300 ~ 350	334	2,62	1,33	320,5	389,6	333,3	386,9	20,7	56,3	21,3	35,0	16,9	15,8	2,3	122,8	69,1	65,7	53,6	47,8	3,1
350 ~ 400	318	2,85	1,40	372,8	428,0	367,5	410,5	10,1	60,6	21,9	38,6	19,4	16,6	2,7	98,2	55,2	51,8	43,0	33,6	5,1
400 ~ 450	390	2,92	1,52	419,2	473,3	408,7	450,5	7,5	64,6	25,0	39,6	21,6	15,6	2,5	95,8	54,1	50,6	41,8	35,4	4,4
450 ~ 500	326	3,05	1,61	471,7	532,6	455,6	514,2	9,0	77,0	29,5	47,5	25,0	19,2	3,2	119,5	60,8	56,7	58,7	50,9	5,3
500 ~ 550	307	3,18	1,60	519,5	569,2	489,6	543,2	4,6	79,6	30,4	49,2	28,0	18,1	3,1	103,3	49,7	46,2	53,6	38,2	12,5
550 ~ 600	271	3,42	1,70	573,1	628,9	530,0	582,0	1,5	98,9	39,4	59,5	32,9	22,8	3,8	107,7	55,7	53,3	52,0	44,6	4,2
600 ~ 650	300	3,48	1,75	619,3	673,4	568,9	617,3	-0,3	104,5	46,4	58,1	32,6	21,8	3,7	102,5	54,1	49,8	48,5	40,4	6,0
650 ~ 700	232	3,48	1,78	672,8	737,7	623,2	689,7	2,5	114,5	49,4	65,1	36,7	23,9	4,4	131,3	64,8	63,6	66,5	48,9	15,4
700 ~ 750	262	3,47	1,77	722,5	762,9	641,2	694,5	-3,9	121,7	54,5	67,2	38,7	24,3	4,3	93,7	40,4	38,1	53,3	44,8	5,7
750 ~ 800	190	3,54	1,85	771,6	820,1	680,7	722,8	-6,3	139,4	66,5	72,9	42,6	25,7	4,6	90,6	48,5	46,7	42,2	40,4	0,9
800 ~ 850	206	3,56	1,95	821,1	867,2	725,5	787,5	-4,1	141,7	64,3	77,4	45,4	27,2	4,8	108,1	46,1	45,4	62,0	55,9	4,1
850 ~ 900	163	3,72	1,99	874,2	925,0	776,0	841,2	-3,8	149,0	70,0	79,1	46,3	27,8	4,9	116,0	50,8	50,4	65,3	45,7	18,4
900 ~ 950	155	3,63	1,91	920,5	978,2	811,1	885,4	-3,8	167,1	82,3	84,8	49,9	29,3	5,6	132,1	57,8	57,2	74,3	44,0	28,8
950 ~ 1,000	140	3,51	2,04	973,1	1024,3	850,6	923,6	-5,1	173,7	86,7	87,0	51,5	29,7	5,8	124,2	51,2	50,2	73,0	62,3	9,9
1,000万円以上	1008	3,86	2,26	1480,3	1543,2	1248,9	1317,5	-11,0	294,4	183,5	110,9	64,0	40,2	6,7	131,6	63,0	62,2	68,7	55,0	11,8

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「税制と社会保障に関する研究」

分担研究報告書

社会保障の財源としての税と社会保険料の比較

分担研究者 米山正敏 国立社会保障・人口問題研究所企画部第一室長

我が国においては、人口構造の少子高齢化の進展、経済基調の低成長化などを背景として、今後増大する社会保障の財源をいかに確保するかが大きな課題となっている。この課題を検討する際に議論となるのは、年金・医療・介護といった社会保障の財源として、社会保険料と税金のどちらが社会的公平及び経済的効率性の観点から望ましいかということである。本論文では、このことを文献サーベイにより検討した結果、受益と負担が個人単位でリンクしている社会保険料が、労働供給に比較的に中立的であり、給付の権利性が高いこと等により、社会保障財源の中で中心的なものとなるとの結論を得た。なお、今後社会保障負担を大幅に増大させねばならない状況下では、今述べたとおり社会保険料中心を維持しつつも、消費税、相続税、環境税等の税金を適宜組み合わせて財源とすべき必要性を述べた。また、この検討においては、消費税の目的税化や社会保険料の事業主負担の問題も視野に入れた。

A. 研究目的

今後の少子高齢社会における社会保障の財源として、社会保険料と税金のどちらが社会的公平及び経済的効率性の観点から望ましいか検討することを目的とする。

B. 研究方法

文献サーベイ

(倫理面への配慮)

個人情報は扱っていないので、特に倫理的配慮が必要な点はない。

C. 研究結果

社会保障の財源としては、受益と負担が個人単位でリンクしている社会保険料が、労働

供給に比較的に中立的（「比較的に」という語を冠する理由は、健康保険や厚生年金で被扶養者認定 130 万円の原則的基準があることから、保険料負担を回避するため就業抑制を行う可能性がある点を念頭に置いてのことである）で給付の権利性が高い上、所得税ほど累進的ではないにせよ、消費税ほど逆進的ではなくある程度の社会的公平性も兼ね備えている点から社会保障財源の中心となると考えられる。なお、消費税を目的税化することは、それ自体財政の硬直化を招くおそれがあるほか、目的税は受益と負担が「個人単位」でリンクしているわけではないため、社会保険料

ほど望ましくない。ただし、消費税は逆進性が強いものの、経済的効率性が高い（労働供給・需要に中立的かつ貯蓄促進的）ので、社会保険料を中心としつつも、適宜それと組み合わせるべきである。

D. 考察

社会保障の財源として、社会保険料、所得税、消費税の三つを比較した。社会的公平の観点からは、累進性の高い所得税が、定額保険料ないし保険料の所得上限がある場合の社会保険料より公平に資する。消費税は、低所得者ほど消費性向が高く所得に占める消費税負担の割合が低所得者ほど大きくなるという強い逆進性があるので、三つの財源の中では一番公平性が低い。一方、経済的効率性の観点からは、受益と負担が個人単位でリンクしている社会保険方式は、労働供給に比較的に中立的であるため（このリンクがあるため、社会保険料の負担は実質賃金の低下とは受け取られにくい）、効率性がある程度ある。消費税は、貯蓄促進効果があること等から（将来の消費税の支出に備えて貯蓄を行うインセンティブが家計に働く）、効率性が高い。一方、累進所得税は一般的には労働供給に負の効果をもたらすので、効率性は低くなる。以上の考察から、社会的公平性と経済的効率性をある程度兼ね備えた社会保険料が、給付の権利性が高いこともあって、一番望ましいと考えられる。なお、社会保険料の増大は企業の保

険料負担の増大により、企業の国際的競争力を削ぐとの見解もあるが、社会保険料だけが労働コストではないこと、事業主も社会保険から労働力の保全等の利益を受けていることなどを勘案すると、一概にそうは言えない。また、社会保障の目的税化は、一般に目的税は、「目的税の範囲内に給付を抑える必要があるとともに、給付を増やすには目的税の増税が必要」という性格があること、またいわゆる財政の硬直化を発生させる可能性があるので望ましくないと考えられる。

E. 結論

C. で述べたとおり、社会保険料が社会保障財源の中心となるべきと考えられるが、今後の人口の少子高齢化により社会保障の負担面も急激に増大し社会保険料の個人や企業の負担が増大することを考えれば、社会保険料を中心を維持しつつも、経済的効率性の高い消費税や、新たな財源として相続税及び環境税等の税金を適宜組み合わせることが必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

II. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「税制と社会保障に関する研究」

社会保障の財源としての税と社会保険料の比較

米山正敏
国立社会保障・人口問題研究所 企画部 第1室長

I. はじめに

近年我が国では、人口構造の少子高齢化の急速な進展、経済基調の低成長化など社会保障を取り巻く環境が大きく変化してきている。こうした中で、社会的セーフティネットとしての社会保障の重要性はますます高まっている。このように、社会保障の持続性を高めることが強く要請される中、社会保障の財源をいかにして確保するかが重要な課題となっている。特に、その財源を主に税で賄うのか、社会保険料で賄うのかということが大きな問題である。本稿では、税と社会保険料で効率性・公平性等にいかなる差異があるのか、主として経済学的視点から比較して論ずることとする。議論の対象は、社会保障の中でも年金・医療・介護といった現在社会保険方式で運営されている分野を中心とする。まず、II. で、税と社会保険料の異同について、負担と給付の間のリンクの有無等の観点から比較することとし、また、税と社会保険料の議論で必ず出てくる「国民負担率」についても検討したい。さらに、III. で、税の中でも「目的税」と社会保険料の関係について、消費税の社会保障目的税化の是非と併せて検討するとともに、相続税や環境税を社会保障の財源に用いるという提案についても簡単に紹介する。IV. で、社会保険料のうち「事業主負担」を取り上げ、税との関係についても若干触れ、V. を「結論」とする。

II. 税と社会保険料の異同

1) 現行の社会保険の財源の実態

まず、税と社会保険料の異同について論じる前に、現行の社会保険制度で税（公費）がどのように財源として用いられているかを見ることにしよう。

ア) 国民年金：国庫負担

老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の費用の2分の1については、毎年度国庫が負担することになっている。ただし、別に法律で定める特定年度（平成19年度を目途に、安定した財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、平成21年度までの間のいずれかの年度）の前年度までの国庫負担は、以下のとおり。

①平成 16 年度は、3 分の 1 に 57 億 5,571 万 6,000 円を加えた額。

②平成 17 年度～特定年度の前年度までは、3 分の 1 に $11/1000$ を加えた額。

なお、平成 17 年度・18 年度において、経済社会の動向を踏まえて、所要の税制措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準に引き上げることとされている。

イ) 老人保健（社会保険ではないが、参考のため触れる）

平成 16 年 10 月から 17 年 9 月まで：公費 42%

平成 17 年 10 月から 18 年 9 月まで：公費 46%

※平成 18 年 10 月以降、公費は 50% で一定となる。

※公費の負担割合は、国：都道府県：市区町村 = 4 : 1 : 1

ウ) 介護保険：公費負担 50% (=国 25%、都道府県 12.5%、市区町村 12.5%)

エ) 国民健康保険：公費負担 50% (=国 45%、都道府県 5% : 平成 17 年度)

※その他、財政基盤強化のため、国、都道府県及び市区町村が公費負担：保険基盤安定制度等（平成 18 年度から、低所得者の保険料軽減分を補填する保険基盤安定制度に対する国の負担を廃止し、都道府県の負担割合を $1/4$ から $3/4$ に引き上げる。）

2) 国民負担率について

国民負担率とは、租税負担と社会保険料負担の和が国民所得に占める比率のことを行い、臨調や行革審の時代から、民間経済の活力を阻害しないよう、高齢化がピークを迎える 2025 年頃においても 50% を上回らないことが中長期的な財政政策の目標とされてきた。しかしながら、宮島（1991）によれば、以下の 4 つの観点から、国民負担率が高くなると経済活力が低下するというある意味で素朴な議論に疑問を投げかけている。第一に、国民負担率の上昇が家計の貯蓄や労働供給に負の影響を及ぼすとは限らないことである。特に社会保険料の場合、負担と給付が個人単位でリンクしているため労働供給には比較的中立的であると考えられる（Ⅲ. 1 参照）。第二に、公的な所得、医療、雇用及び福祉の保障の充実が、保障による生活リスクの軽減を通して勤労意欲や貯蓄意欲を減退させるという、いわゆるモラル・ハザード論も一面的であることである。政府による高齢者生活保障プログラムへの取り組みや拡大が、人々に高齢者生活保障の重要性を自覚させ、むしろ、自助努力を促す効果をもつとも考えられる。第三に、高齢者が経済的に一律に弱者とは言えないが、国民負担率を抑制するには同時に自助努力の受け皿となる市場に重大な失敗があってはならないことである。例えば、民間の保険市場における逆選択（※）の存在や年金におけるインフレリスクの問題等がある。第四に、国民負担率の議論において、「家族」の存在が無視されていることである。家族内部においては、所得・資産及び福祉サービスの伝統的な世代間移転機能が存在するのであり、国民負担率を抑制しても、その分家族における私的負担が増えることも考えられるのである。これらの他に、現時点で国民負担率を低減させても、それが次の世代に、すなわち

将来の世代に負担をつけ回すことになり、結局後代において国民負担率が上昇するという可能性もある。このように、国民負担率を財政政策の第一の指標とすることには問題があるものの、その中身として、租税と社会保険料をどのようにミックスするのかという課題を検討する必要がある。それによって、実質的な「国民負担」の内容が異なり、経済にも異なる影響を及ぼすと考えられるからである。なお、公債を発行して減税を行うことで財政赤字を増加させると、見かけ上の国民負担率が減少する可能性があるので、厳密な議論をする場合には、一般的に言うところの国民負担率に財政赤字を加えた「潜在的国民負担率」を用いる必要があることに留意すべきである。なお、平成8年の社会保障関係審議会会長会議の中間まとめによると、国民負担率50%以下という目安の設定は、「経済と社会保障の調和を図り、公私の活動の適切な均衡をとる上で、指標となり得るものと考える」としている（社会保障論、2005、p189）。

※逆選択とは、社会保障論（2005、P153）によれば、以下のようなことを指す。

「保険事故発生の可能性の大きい高リスク者と、それが小さい低リスク者が、同一の保険料で引き受けられている場合、相対的に前者は有利になり、反対に後者は不利となる。その結果、低リスク者が保険集団から脱退し、逆に高リスク者が多く加入するという現象が発生する可能性がある。こうした現象を逆選択という。逆選択現象が顕在化すると、保険事業の収支は悪化し、経営が成り立たなくなるために、保険供給が困難になる。」

3) 租税原則

ここで、税一般と社会保険料の異同を考える前に、もう一つ、「租税原則」について触れておきたい。

横山（1995）によると、「公平、中立、簡素」の伝統的な三原則に対し、最近は「成長・活力、国際性、環境、拘束性」の四原則が唱えられるようになっている。

①成長・活力

1960年代にケインズ経済学の影響で出てきた考え方で、経済安定成長に資する租税が望ましいとするもの。

②国際性

経済のグローバル化に伴い、経済資源の国際的移動が高まり、1国内だけしか視野に入れない伝統的な租税原則だけで租税政策の善し悪しを議論できなくなっていることから出てきた考え方。

③環境

地球温暖化に代表される環境破壊といった外部不経済を引き起こすような経済活動を抑制するために、ピグー的課税手段としての環境税が注目されている。

④拘束性

伝統的な厚生経済学が暗黙に想定したような社会的厚生の最大化を目指す公正無私な政府でなく、私的利益を追求し税収の最大化を目指すリバニアサン政府のもとでは、どのような税制が望ましいのか考えるもので、ブレナン=ブキャナンを中心とする公

共選択論から出てきたもの。

4) 税と社会保険料の共通点と相違

税と社会保険料の最大の相違点は、前者には「拠出（負担）と給付」の連動（リンク）がないのに対し、社会保険料には「拠出（負担）と給付」の連動があることである。ここで、「拠出（負担）と給付」の連動とは、拠出の使途に特定性があり、かつ拠出が給付の要件であることである（広井 1996）。一方、税と社会保険料の共通点は、その徴収に法的強制性がある点である（ただし、その強制性は税の方が強い）。なお、他の相違点としては、①定率ないし定額の社会保険料は、累進性の強い税（特に所得税）に比べ所得再分配機能が弱いこと②徴収の対象が、社会保険料は労働所得に限られるのに対し、税は所得・消費・資産と課税対象が広いことが挙げられる。

5) 税と社会保険料の効率性と公平性

社会保険の機能には、リスク分散機能（例えば、年金は「予想以上に長く生きて生活費が必要になるリスク」の分散を図るもの）と所得再分配機能（例えば、年金は「現役世代から高齢引退世代への所得再分配を図るもの」）の二つがある。リスク分散機能は、「効率性」が求められるが、これは所得税より社会保険料の方が効率的であると考えられる。その理由は、社会保険では「拠出（負担）と給付」が個人単位で連動しているため、社会保険料の負担が労働供給に比較的に中立的であり（III. 1）でも触れる）、労働供給が余り減少しないため効率よくリスク分散できるのである。一般的に所得税は労働供給にマイナスの影響を与えるが、そうすると給付の財源が小さくなり、効率よいリスク分散が行えないのである。一方、所得再分配機能は「公平性」が求められるが、これは累進性の強い所得税の方が社会保険料より垂直的公平に資する。一方、消費税は、逆進性が高いため、垂直的公平に反するものである。なお、消費税がなぜ「逆進的」かというと、低所得者層ほど消費性向が高いので、所得に占める消費税負担割合が低所得者ほど高くなるからである。ただし、同じ「公平」といっても、「世代間の公平」という観点からいうと、年金受給者も消費税を負担することで、現役世代に負担が集中しないという意味では、公平であるといえる。また、社会保険料と一口に言っても、国民年金の定額保険料は、所得の多寡に関わらず一定なので逆進的であるという点に留意したい。さらに、累進度の高い所得税は、納税者のモラル、勤労意欲、貯蓄性向、投資行動などに悪影響を及ぼすという見解がある（社会保障論、2005、p23）。垂直的公平を果たす累進的所得税が、経済的には非効率となる可能性があるのである。一方、我が国のように個人に対する所得の捕捉率に大きな差がある場合、そのような状態で所得税を課すことは、かえって不公平であるとの見解もある。

以上のことを総合的に考えると、若年者の医療など純粋にリスク分散機能に特化できるものは社会保険で、高齢者の医療・介護、基礎年金など所得再分配機能に特化できるものは税方式（所得税）で対応するのが望ましいという保険料・税の二元論が提起される（広井 1996）。なお、前者について「民間保険」ではなく、「社会保険」とする必要が

ある理由は、例えば医療保険の場合、民間保険では「市場の失敗＝逆選択」が存在するからである（逆選択については前述。）。一方、このような二元論に対しては、社会保険におけるリスク分散と所得再分配は同じことを意味しているため（例えば、年金でいえば結果として長生きした者に所得移転が発生することは、現役世代からそのような人々への所得再分配が行われているのと同じである。また、医療で疾病のリスクを分散することと、現役世代から疾病のリスクの高い高齢者に所得再分配が行われることとは同じである。）、正しくないとして社会保険の原理を徹底させるべきという反論もある（宇野 1997）。筆者の私見はV. 「結論」 で述べる。

III. 目的税と社会保険料

1) 社会保険料は目的税か？

社会保険料は、労働賃金に課税される年金・医療・介護のための目的税であるとの見解がある。しかしながら、井堀（2003）によれば、『一般的な課税と異なり、目的税は「ある特別の税収」と「ある特別の支出」との間にリンクを設定する。しかし、これは、その税収総額とその特別の支出総額をリンクさせるものであって、各個人の税負担とその支出からの便益を対応させるものではない。』というのが、目的税の性質である。一方、社会保険料は、負担と給付が「個人単位」でリンクしているのであり、その意味で明らかに目的税とは異なるのである。まさに、社会保険料は、「各個人の負担とその支出からの便益を対応させるもの」なのである。また、井堀（2005）によれば、『（負担と受益の）リンクがあつてはじめて、保険料負担はマイナスの所得効果を回避することができる。国民負担率が 50%を超えたとしても、負担と受益のリンクがある程度あれば、負担が増加するとしても、必ずしも民間経済に大きな重荷が加わることにはならない。』とされている。つまり、各個人が社会保険料を負担しても、その負担が自身の受益に繋がるとの認識を持てば、各個人が社会保険料の負担を実質賃金の低下とは見なないので、労働供給を減少させるようなことは回避されるという意味である（注）。このような議論からは、社会保険の財源としては、社会保険料方式のほうが目的税を含めた税方式より望ましいものではないかとも考えられる。

（注）ただし、健康保険や厚生年金保険で、被扶養者の認定基準として年収 130 万円未満という原則的な基準があり、保険料負担を回避するために年収が 130 万円以上にならないよう就業抑制を行うケースが、特に女性のパート労働などで見られる。この場合には、社会保険料の存在が就業を抑制していることになり、社会保険料が労働供給にマイナスの効果を与えることになる。社会保険料が労働供給に「比較的に」中立的と言う場合には、このようなケースがあることを併せて認識する必要がある。

2) 年金の財源としての消費目的税の是非について

消費税を目的税化して、国民年金の国庫負担の引き上げの財源に充てるべきとの主張がある。消費税の年金目的税化の是非については、以下のような議論がある。

まず、そもそも社会保障の財源として目的税を採用することは、目的税として考えられる消費税収は景気動向よりは安定的であるといえ（課税対象の「消費」の動向は、景気動向より安定的）、税収が落ち込む場合もあり、その場合年金支出の切り下げに繋がるおそれがあること、年金支出を拡大するためには消費税を引き上げるという政治的困難に立ち向かうことになることといった問題点が指摘されている。端的にいえば、「目的税の範囲内に給付を抑える必要があるとともに、給付を増やすには目的税の増税が必要」ということである。また、一般に目的税の導入は財政の硬直化（特定タイプの税収の使途を制約することによって、各種の政策プログラム案への財政資金の効率的な配分が阻害されること）を招くおそれがある（藤田 1995）。

次に、目的税として消費税を充てることの是非である。蜂屋（2003.10）によれば、消費税がそれ以外の財源（所得税や社会保険料）に比べて望ましいとされる場合のその主な理由は、①高齢世代にも課税されるので、負担と給付のバランスの世代間格差を緩和することが可能、②負担の増加に伴う経済への悪影響が比較的軽微であると考えられる（消費税と社会保険料が貯蓄に与える影響では、前者の場合、将来の消費税の支払いに備える分、現役世代の貯蓄が増えるので、資本蓄積が進み潜在成長力が高まる）ことがある。一方で、消費税の問題点は、①物価スライドの影響で、年金給付の際、消費税分が給付額に反映されると高齢者にも負担を求めることができなくなる、②潜在成長力に及ぼす影響への疑問、（もともと日本の経済構造は家計部門の巨額の貯蓄により民間部門が貯蓄超過となる傾向にある。そのため、貯蓄の増加が資本蓄積を促進し、潜在成長力を高めるという経路が日本経済に妥当するか吟味する必要がある。また、つい最近までのデフレ下のように供給が需要を上回る状況では、家計部門の貯蓄の増加が設備投資に直結するかは不透明。）③消費税負担の逆進性がある（Ⅱ. 5）でも触れた）、つまり、消費税は消費に対し比例的に課税されるが、低所得層ほど消費性向が高いことから、所得に対する消費税負担の比率は低所得層ほど高くなる、ということがある。

ここで、筆者の私見を述べると、消費税は貯蓄促進的で資本蓄積を導く可能性のある点と、資源配分に中立的である点でメリットを認めるものの、その「逆進性」は年金等の社会保障の財源としては大きな欠点ではないかと考える。垂直的所得再分配を目的の一つとする社会保障にあって、（所得税ほど累進性がないにせよ）社会保険方式ならともかく、消費税の逆進的な負担構造はあまりフィットしないものと考えられる。ただし、食料品などの必需品に軽減税率を適用するなどの措置を講じれば、「逆進性」の問題はある程度緩和されるだろう。しかし、これとて、前述の通り消費税は資源配分に中立的とされてはいるが、消費財に対して、その財によって違う税率を適用することは、経済に対し攪乱的効果を与えるという面で望ましくない。

3) 相続税及び環境税を社会保障財源とすることについて

①相続税

渥美(2003)によれば、これまで相続は人々の間で「老親扶養の対価」とみなされる傾

向があったが、社会保障制度の整備が進み、特に介護保険制度の導入により、子供が自分の老親を扶養する代わりに社会全体で高齢者を扶養する傾向になってきた（老親扶養の社会化）。また、現在では、相続が発生した世帯のうち、大半の世帯が非課税である。これは、現行の相続税制では課税最低限が高く設定されているためである。このままでは、老親扶養の担い手が子供から社会全体へと変化しているにもかかわらず、相続資産の受益はこれまで通り個人（子供）が受けることになってしまうので、相続資産の一部を相続税で徴収し、社会保障の財源に充てることで「社会に還元していく」ことが必要となろう。これにより、新たな社会保障財源として相続税が有力な選択肢となりうるのである。

②環境税

環境省の平成16年11月の「環境税の具体案」によれば、環境税収の使途として雇用の促進など企業活力の維持・向上にも活用するため、同税収の一部を（企業負担の）社会保険料の軽減に用いることが提案されている。これは、地球温暖化防止のため化石燃料や電気を消費する産業界に対して課税することの見返りとして、企業の国際競争力を維持する等の観点から企業負担の社会保険料を軽減するものであり、環境対策と社会保障における高齢化対策との一石二鳥になる良策であると考える。ただし、環境省案では環境税収約4,900億円のうち約1,500億円を社会保険料の軽減に用いるとしており、その税収規模は余り大きなものではない。

IV. 社会保険料の事業主負担

1) 事業主負担について

社会保険では、社会保険料は原則として労使折半で負担する。したがって、社会保険料の負担を論じる際には、社会保険料の事業主負担についても考慮する必要がある。労働者が負担すべき社会保険料に、原則折半で事業主も負担する点は、所得税と社会保険料との大きな違いとなっている。このような、企業が社会保険料を負担する根拠については、労働力の保全等事業主も社会保険から利益を得ていることが挙げられる。ここでいう労働力の保全とは、医療保険のおかげで治療が受けられ労働力が回復するという直接的な効果だけではなく、社会保険があることで、老後や介護等の不安が解消され労働に集中できることによる間接的な効果をも含むものである。事業主負担の根拠としては、その他にも、リスクによっては事業主の間接的な責任が認められること（傷病は労働とかかわることが少なくない）、年金給付等によって、労働能力が減退した高齢者の人員整理が行いやすくなることが挙げられる（社会保障論 2005、p37）。産業界等は、企業の社会保険料負担を雇用コストとみなしその上昇が労働集約的な産業を中心に、企業の国際競争力を低下させ（日本企業の人工費は国際的にも水準が高く、これ以上社会保険料が人工費に上乗せされると、技術進歩等で労働生産性を上げない限り国際競争力は維持できない）、国内雇用の空洞化を招き、それが消費支出の低迷、ひいては税収の低迷を

もたらし国家財政にも悪影響を及ぼすと主張している（高山 2004）。しかし、この主張には、以下に述べる4つの難点がある。第1に、上述した事業主が社会保険から享受する利益について考慮せず、保険料を単なるコストと見なしている点である。第2に、社会保険だけでなく、民間保険でもコストは発生するという点である。例えば、米国では公的医療保険が存在しないため、企業がその従業員が加入する民間保険のコストの一部を負担している。社会保険だけが一方的にコストになるわけではないのである。第3に、事業主負担は結局誰が実質的に負担しているか（事業主負担が誰に転嫁・帰着しているのか）の確証がない点である。事業主負担は、雇用調整を通じて労働者に転嫁されているという見方もあるのである（蜂屋 2003.6）。また、商品価格の引き上げにより消費者（労働者を含む）に転嫁されることも考えられる。なお、このような消費者や労働者への転嫁の問題は、法人税についても同様の議論がある（社会保障論、2005、p37）。第4に、本質的な点は、競争力に影響を及ぼすのは総労働費用であり、社会保険料はその一部に過ぎないということである（都村 1995）。

ただし、一つ留意すべきなのは、日本経済の屋台骨を支えている中小企業の中に、社会保険料の事業主負担に大きな負担感を感じているものが実際にあるという点である。特に、一国の経済発展がイノベーション（技術革新）の成否にかかっている現代では、ベンチャービジネスの成長を、税制面から優遇しこそれ阻害する理由はない（古田 1995）。社会保険の事業主負担も同様に、ベンチャービジネスを含む中小企業の活力を奪ってはならない。これに対しては、企業規模に応じた事業主負担の軽減も含めて、中小企業対策を総合的に考える中で考慮すべきであるというのが筆者の私見である。

2) 事業主負担と税の関係

ここでは、Summers,L. (1989) の所説を紹介し企業の事業主負担（法定福利厚生）と税との関係について若干触れることとする。

- ・法定福利厚生は税によるサービスの提供ほど死重損失（deadweight loss）を発生させない。すなわち、経済活動への歪み（distortion）がより少なくて済む。この点と、法定福利厚生が従業員に税によるサービスより多くの選択肢を与えていた点の2点において、法定福利厚生の方が優れている。ただし、法定福利厚生は、勤労者にだけ提供されるという点と、政府の所得再分配の範囲を狭めるという点が難点である。

（以上、Summers,L.(1989)の筆者による一部和訳）

この所説によれば、企業の社会保険料の事業主負担（企業内法定福利厚生）の方が、税による負担より経済的に効率的であることになる。そうであれば、事業主の負担という観点から見ると、社会保険方式の方が税方式よりも優れることになる。

3) 法人税について

企業の事業主負担と関連付けて論じられる法人税については、「従来、我が国の産業は他国に比べて極めて高い法人税の負担を強いられており、これが産業の国際競争力を弱め、『経済の空洞化』を引き起こすのではないか」という議論がある（橋本）。このような考え

方を受け、平成11年度税制改正で、法人税の基本税率が34.5%から30.0%に引き下げられたのである。ただし、この議論とパラレルに、社会保険料の事業主負担も引き下げればよいと、単純には言えない。むしろ、法人税率が下がったのだから、事業主負担は従来通りの負担を維持する余力が出てきたとも考えられるのである。いずれにせよ、問題を複雑にしているのは、法人税、社会保険料の事業主負担とともに、前述した転嫁・帰着の問題である点につき再び言及しておく。

V. 結論

以上、II.～IV.で述べてきた論点から、目的税については後述することとして、①社会保険料、②所得税、③消費税の三つの財源の性質を表1のとおりまとめてみる。

表1 三つの財源の比較（筆者作成）

	負担の公平	負担と給付のリンク	労働供給への影響	労働需要への影響	貯蓄への影響
社会保険料	定額保険料・上限付き所得 比例保険料は逆進的	あり	比較的に中立的 (被扶養者認定 130万円のカベあり)	事業主負担が増大 すると労働需要を 減らす可能性	中立的(注3)
所得税	累進的であり、 垂直的公平に資する。 ただし、現実の所得捕捉に不公平がある(クロヨン)	なし	一般にマイナスの 影響(注2)	中立的	累進性が高い とマイナスの 影響
消費税	逆進的。ただし、高齢者にも 負担してもらうことで、世代間 の公平性がある(注1)	なし	中立的	中立的	促進的

(注1) 年金給付に物価スライドがあり、消費税増税分が年金給付に影響すると結局高齢者は消費税を負担しないことになるので、世代間の公平に資さない。

(注2) 所得税が課されたとき、実質所得の減少分を補おうとして労働供給を増やそうとする効果（所得効果）が、実質所得が低下して余暇を選好する効果（代替効果）を上回れば、却って労働供給は増加する。

(注3) 社会保険料が将来の出費への備え（貯蓄）と認識されると、私的な貯蓄を減少させる可能性がある。

この表から考えられることは、垂直的所得再分配に資する累進性（負担の公平性）がある程度あり（消費税ほど逆進的ではない）、「負担と給付のリンク」があつて給付の権利性が高く、労働供給に比較的中立的である点で優れている社会保険料と、負担が逆進的ながら経済的効率性が高い（労働供給・需要に中立的かつ貯蓄促進的）消費税を、適宜社会保障の財源として組み合わせることが必要であるということである。ただし、その際給付の

権利性の高い社会保険料を中心とすべきと考える。また、目的税が税種を問わず、「目的税の範囲内に給付を抑える必要があるとともに、給付を増やすには目的税の増税が必要」という性格から社会保障財源として馴染みにくいこと及び一般に目的税の導入は財政の硬直化を招くおそれがあることから、目的税は望ましくないと考えられる。

付論すると、社会保障論（2005、p31）によれば、社会保険方式の利点として以下のようなことが挙げられている。

- ①保険料を納めるという自助努力を果たしながら、互いに支え合うもので、自助努力と社会連帯の調和を図るという社会福祉の理念に即応していること。
- ②拠出等の一定の条件を満たせば、リスクの発生と同時に自動的に給付を行うため、防貧機能を有すること。
- ③事前の拠出によって裏付けているため、受給の際の恥辱感（筆者注：いわゆるスティグマ）がなく、国民に受け入れられやすいこと。 等

さらに、社会保険方式の利点としては、都村（1995）によれば以下の点が挙げられる。

- ①社会保険料は、給付の無責任な増大を防ぐよう、保険料拠出者、立法者、行政官に規律を負わせる。
- ②賃金や給与の上昇に応じて財源が拡大されるので、給付水準の引上げが容易になる。
- ③社会保険料は、行政上、徴収することが容易である。
- ④自主的な安定財源を確保できる。
- ⑤（年金の場合）給付のために徴収される保険料によってのみ、所得比例給付の支払いが社会的に正当化される（その給付は事実上賃金の後払い）。
- ⑥被用者は、一般的な租税よりも、給付と結びついている保険料の方を進んで負担すると考えられる。
- ⑦労働費用に給付費用が課せられることによって、事業主はリスクの発生を予防しようとする動機を持つ。
- ⑧（年金の場合）積立金が蓄積された場合、それを公的な投資に活用することができる。

その一方で、都村（1995）によれば、税方式の方が優れている点として、以下の点を挙げている。

- ①定額料率の社会保険料は逆進的である。
- ②所得比例の社会保険料に所得上限がある場合、それは逆進的である。また、上限がない場合でも、所得比例の保険料は累進所得税よりも不公平である。
- ③社会保険料は、投資による所得には課せられない。
- ④租税によって、政府は教育、環境、失業対策等を含む公的支出のすべての領域間の優先度を評価することができる。このことは、前もって約束した給付を新しい優先度に照らして見直すことができるということを意味している。
- ⑤租税による財源調達が政府による管理となる限りにおいて、保健医療、社会福祉、雇用対策等諸サービス間の調整を可能とする。さらに、歳入のかなりの部分を調達している地

方公共団体に責任を分散することができる。

最後に、今後により一層の少子高齢化の進展により社会保障の規模が大きく拡大していくことが見込まれる中、その財源を給付の権利性が高い社会保険料だけで賄っていけば良いというものではない。いくら給付と負担が個人単位でリンクしているとはいえ、余りに過度の保険料負担が労働者に課せられれば、それは所得税と同様のものと労働者に認識され、労働供給へのマイナス効果が強くなる可能性がある。一方の保険料の事業主負担も、余りに過度になれば、IV. 1) で述べたとおり企業の国際競争力の低下による様々な経済への悪影響が出てくる可能性がある。そして、消費税には負担の逆進性があるから社会保障財源には相応しくないとIII. 2) で述べたが、一方で国民に広く薄く負担を求める消費税は世代間の負担の不公平性を緩和する効果もあるほか、経済的効率性も高いので消費税を適宜財源に組み込む必要がある。ただし、消費税に貯蓄促進効果があることは、その貯蓄を遺産等の形で子どもに引き渡すことによって消費課税を免れていますと言ふこともできるので、遺産等に対する相続税を強化する必要も同時に生じることは留意すべきである。

ここで結論を述べると、社会保障の財源は給付の権利性のある社会保険料を中心としつつも、その負担が過剰とならないよう、適宜消費税や今述べたところの相続税、またIII. 3) で述べた環境税なども含めた税財源の確保も図っていくのが望ましいものであると考える。これは、所得（社会保険料）、消費（消費税）、資産（相続税）にバランスよく課税するという観点からも望ましいものである。

参考文献

- 宮島洋「高齢化時代の社会経済学」岩波書店（1991）
「新版・社会福祉学習双書 2005 5 社会保障論」全国社会福祉協議会（2005）
横山彰「法人税の課税ベースと租税政策」『企業課税の理論と課題』税務経理協会（1995）
広井良典「医療保険と社会保障の将来像（1）」『社会保険旬報』（1996.8）
宇野裕「高齢者の医療保障と社会保険原理」『社会保険旬報』（1997.5）
井堀利宏「課税の経済理論」岩波書店（2003）
井堀利宏「公的年金における保険料と税の役割」『社会保障制度改革』国立社会保障・人口問題研究所編（2005）
藤田晴「消費税の福祉目的税化問題」『消費課税の理論と課題』税務経理協会（1995）
蜂屋勝弘「消費税率の引き上げ—年金改革で現実味を増す2ケタ税率」『エコノミスト（通号 3643）』（2003.10）
渥美由喜「社会保障財源としての相続資産の活用」『ESP』（2003.8）
高山憲之「消費税で「過去」の債務超過を解消せよ（どうする年金）」『論座（通号 104）』（2004.1）
蜂屋勝弘「Opinion 消費税率引き上げの前に社会保障改革の方向を定めよ」『Japan research review.13(6)（通号 152）』（2003.6）